

○厚生労働省令第六十五号

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百九十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(複数の確定給付企業年金を実施できるその他の場合)</p> <p>第一条 確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号。以下「令」という。)第一条の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法人である確定給付企業年金を実施する事業主(第三条第一項第二号、第三項及び第五項、第十九条の二第二号イ、第二百十條、附則第六條第一項第一号、附則第七條第一項並びに附則第十二條第一項第一号を除き、以下「事業主」という。)が他の法人である事業主と合併した場合であって、当該合併の日から起算して原則として一年を経過していない場合</p> <p>三 (略)</p> <p>(事業主において選定する代議員の定数を定めることを要しない基金の要件)</p> <p>第十九条の二 令第十条の二の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 基金の実施事業所の事業主のうち一の事業主が他の事業主の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)(のおおむね二割を直接又は間接に保有する関係にあること又は一の事業主が行う事業と他の事業主が行う事業との人的関係が緊密であること。</p> <p>二 基金の実施事業所の事業主の九割以上が他の法律により設立された協同組織体であって、次のいずれにも該当するものに所属すること。</p> <p>イ 当該協同組織体に所属する事業主のうち確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主に対し、当該</p>	<p>(複数の確定給付企業年金を実施できるその他の場合)</p> <p>第一条 確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号。以下「令」という。)第一条の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法人である確定給付企業年金を実施する事業主(第三条第一項第二号、第三項及び第五項、第二百十條、附則第六條第一項第一号、附則第七條第一項並びに附則第十二條第一項第一号を除き、以下「事業主」という。)が他の法人である事業主と合併した場合であって、当該合併の日から起算して一年を経過していない場合</p> <p>三 (略)</p> <p>(新設)</p>

基金への加入の勧奨その他これに類する行為に関する十分な活動実績を有すること。

ロ 基金の意思決定に先立って、事業主において選定する代議員に対し、当該基金の事業の運営に関する指針を示すこと。

ハ 基金の事業の運営について、当該基金から定期的に報告を求めるとともに、その事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その改善に必要な検討その他これに類する行為を行う体制を整備していること。

(資産運用委員会を置く必要がある事業主等の要件)

第八十四条の四 令第四十六条の二第一項の厚生労働省令で定める額は、百億円とする。

(新設)

(資産運用委員会の構成員)

第八十四条の五 事業主等は、令第四十六条の二第一項に規定する資産運用委員会(次条において「資産運用委員会」という。)に、積立金の管理及び運用に関し専門的知識及び経験を有する者を構成員として加えることができる。

(新設)

(会議録等)

第八十四条の六 資産運用委員会の会議については、議事の経過の要領及びその結果を記載した会議録を作成し、保存しなければならない。

(新設)

2 理事長及び管理運用業務を執行する理事は、前項の議事の経過その他の情報について、代議員会に報告しなければならない。

3 事業主等は、資産運用委員会の会議の議事の概要について、加入者に周知させなければならない。

4 事業主等は、前項の議事の概要について、加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものにも周知させるよう努めるものとする。

5 前二項の議事の概要の周知は、法第七十三条の業務概況の周知

により行うことができるものとする。

(事業及び決算に関する報告書)

第百十七条 (略)

2・3 (略)

4 基金が第一項の報告書を地方厚生局長等に提出する場合には、当該報告書に監事の意見(二以上の事業主が共同して設立する基金(第十九条の二第一号に掲げる要件に該当する基金及び積立金の額が常時二十億円を下回る、又は下回ると見込まれる基金を除く。)の監事である場合にあつては、基金の事業の健全な運営を確保するため、次の各号に掲げる結果のいずれかを考慮した意見)を付けて代議員会に提出し、その議決を得なければならない。

一 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第一条の三第三項に規定する監査法人の監査の結果

二 公認会計士法第三条に規定する公認会計士の資格を有する者(同法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)の監査の結果

三 前二号に掲げる監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものの結果

(事業及び決算に関する報告書)

第百十七条 (略)

2・3 (略)

4 基金が第一項の報告書を地方厚生局長等に提出する場合には、当該報告書に監事の意見を付けて代議員会に提出し、その議決を得なければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、令和二年十月一日から施行する。

### (監事の意見に係る経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する確定給付企業年金法施行規則第十一条に規定する基金については、この省令による改正後の確定給付企業年金法施行規則第一百七十七条第四項の規定は、この省令の施行の日から起算して六月を経過した日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。